

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

志木市：市町村における基本構想策定義務の廃止（総務省）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（水）9:00～10:00
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者

（委員）八代座長、市川委員、山田委員

（提案者）志木市企画部 尾崎課長、釘丸主幹

（事務局）御園副室長、檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、梶島参事官、
滑川室長、ほか

4. 議事経過

事務局より、「市町村における基本構想策定義務の廃止に関するアンケート」の結果について説明がなされた後、特区推進会議の調査事務局からの事前質問に対して、提案者からの回答がなされた。

<要約>

- ・ 志木市は「地方自治解放特区」として様々な提案をしている。「地方分権」が言われて久しいが、地方自治法をはじめとする様々な法律で地方に一定の義務が課されており、地方にあった政策展開ができずにいる。法律で規定するような国の関与を一つずつ取り除くことが、地方の分権・自立につながると基本的に考えている。計画的行政を否定するものではないが、市町村が基本条例などで自発的に行えばよく、国が全国一律で制定する時代は終わったと考えている。
- ・ いままでの基本構想は高度成長のなかで明るい未来を想定し、ハード中心で計画するものであった。だが、先の見通しが立たない時代となるなか、「10年の基本構想、5年の基本計画、3年の実施計画」という、総務省が決めた一つの形にはめ込んで計画することについても考え直す必要があると思う。
- ・ 議会を通すということは民意を反映することであり、積極的に行うべきだが、将来的な夢を語るため総花的になっている。計画を作るまでは一生懸命だが、その後は使われておらず形骸的になっている。
- ・ これらの点を踏まえると、全国一律に義務づけする合理的理由が、この時代にはなくなっているのではないかと考える。
- ・ 当該提案を実現した場合、各個別法における各種計画等の策定義務との関係で何か問題があるかという点については、特にないと考えている。ただし、各個別法による計画策定義務に基づく計画は、実施段階で経費が担保されていない場合がほとんど

どであり、そういったもので支障が出ることがある。また、国土利用法、都市計画法の中に、基本構想の担保を謳っている条文があり、そうしたものを改正する必要はあると思う。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

(山田委員) 志木市では基本構想は条例になっているが、実際はどこまでの範囲を議会で議決しているのか。基本計画や実施計画も入っているのか。

(釘丸主幹) 議決は基本構想だけだ。

(山田委員) 美辞麗句ばかり並べず、もっと具体的な中身や数値目標を示せという意見が議会で出ないか。

(尾崎課長) 議会には当然、基本計画や実施計画も見てもらう。

(山田委員) それによって議会で約束されたものとなってしまう、その後、財政が困ってもなかなか機動的に見直せないという実態はないか。

(尾崎課長) 実施計画自体にローリングがある。以前は計画行政を主体としていたので、実施計画に盛り込んだものは基本的に着々と実施できた。しかし、ここ4、5年は財政主導に移行しており、実施計画で計画したことがローリングでなくなることも出ている。

(八代座長) 地方分権に反するということはよく分かるが、もう少し具体的な弊害があることを総務省に出したい。たとえば新しい市長が抜本的な改革をしようというときに、前市長が作った基本構想が改革の妨げになるというようなことはないか。それはローリングでやれば大した弊害はないということか。

(尾崎課長) トップが替わると、出している政策マニフェストが市の方向性をある程度定めるものになる。そして、基本構想、基本計画、実施計画というものが、ある面ではどんどん動いていってしまう。基本構想は幅広い表現になっているので、そのなかで泳げてしまうのかもしれないが、そういう基本構想というものが、果たしてどうなのかということがある。

(八代座長) 逆に言うと意味がないということだ。ただ、何らかの計画は必要なので、条例で独自のものを作ればよいということか。総務省は、どのみち作るのだから義務づけてもいいではないかというロジックだ。豊橋市のコメントに、「別途戦略プランを作らなければいけないので2度手間だ」とあるが、その辺りはどうか。やはり基本構想では思い切ったものは作りにくく、教育改革など本当にしたい計画は基本構想に乗せられないということがあるのか。

(尾崎課長) 志木市でも、現市長が「地方自立計画」という将来計画を作っている。定型な計画と、その時々に応じた市町村の独自の計画が出てくる可能性があり、整合性を取るのが非常に難しい部分があるかと思う。

- (山田委員)基本構想や基本計画に将来の人口数を入れないといけないと思うが、どう入れているか。減るとしているのか。
- (尾崎課長)前回までは将来推計人口ということで7万人としていたが、現在練っている基本構想では、今後10年間の推移を提示する形に変えようとしている。
- (山田委員)減ることを基本構想に出すということか。議会は認めるだろうか。
- (尾崎課長)それが現実なので……。今後は、基本構想もそうだが、財政についても人口についても的確な情報を出していく。市民が判断するための情報をしっかり出し、市民とともに今後の市政を考えていくことが大事だ。甘いというか、夢のある「こういうものを目指して行きましょう」という基本構想では、もうだめな時代かと思う。
- (宮地参事官)地方分権一括法により県との協議がなくなったとのことだが、いまでも策定要領や雛形は生きているのか。あるいは実態としてそうなっているのか。
- (釘丸主幹)地方分権一括法によって拘束されることはないと考えている。だが、実態としては、それに沿った形で行っている。
- (檜木参事官)見本のようなものがあるのか。それに各市町村は倣うのか。
- (釘丸主幹)そうだ。
- (檜木参事官)どんな内容か。総務省から示された見本はお持ちか。
- (釘丸主幹)総務省というより、県から「策定要領」という冊子が示されている。
- (檜木参事官)それは平成12年以前のものであって、その後はないのか。
- (釘丸主幹)そうだ。それから、先ほど豊橋市の話があったが、個人的には戦略プランを基本構想にしていればよいと思う。
- (八代座長)いまでもやろうと思えばできる。やったからといって県も総務省も文句は言えない。
- (釘丸主幹)そうだ。
- (市川委員)ヒアリングにおける総務省の回答をみると、基本構想は作らなくてはならないが10年でなくてもよく、たとえば新しい市長が就任したときには、期間は自分の任期の4年間で、中身も自分で決めてもよいというように読める。だが、現実はそのようなものか。慣行上、法令上の2つがあると思うが。
- (釘丸主幹)慣行上そうなっている。長年、国・県の指導に基づき、基本構想については10年、基本計画は5年、実施計画は3年ということできずとやってきた。地方分権一括法で影響は受けないことになっているが、実態としては残っている。
- (檜木参事官)いまの市川委員の質問でいうと、たとえば首長が替わったときに基本構想を改定することはあり得ると思うが、いままでそういうことはあったか。
- (釘丸主幹)いまではない。
- (檜木参事官)実質的に意味がなかったから変える必要はなかったということか。
- (山田委員)基本構想は非常に理念的なものであり、私の町など「人と自然が織りなす

輝きの大地、東川」であって、町長が替わっても変わりようがない。問題は基本計画、実施計画だ。実際、私の後の町長は、私の計画ではやりにくいといっ
てかなり変えたという。総務省が期間について10年で縛っていないというのは
嘘である。全国の隅から隅まで10年、5年、3年であり、いまさら言うのは言
い逃れだ。私は志木市の考えと全く同じだ。私が初めて基本構想を作ったとき、
それまでは企画会社に作らせていたが、これではまずいと思った。百人委員
会で作ったら2年かかり、計画が1年なくなった。そうしたところ、北海道から
何の補助金を出すのにも、「計画がない」といってひどくいじめられた。これに
ついては地方分権一括法で変わった。自治事務なので、自治体に勝手にやらせ
ればよいと思う。これで縛るといふ硬直的な考え方は、地方分権一括法に反す
る。私は志木市の考えに全く同感だ。

(檜木参事官) 志木市の基本構想を拝見すると、確かに抽象的で総花的だ。ほとんど意
味がない。在庫があれば10冊くらい頂けないか。

(八代座長) 10冊は負担になるので、在庫があればよい。

(宮地参事官) だいぶ仰々しい策定体制だが、これについても雛形があるのか。

(釘丸主幹) 要領のなかで、こういう体制を作ってこういうようにやりなさいというも
のがある。細かく規定されている。要領は、もう生きているわけではないとい
う認識だが、一応それに従って行っているという現状がある。

(藤澤参事官) 平成18年度の基本構想に向けて体制を組み始めているとのことだが、
場合によっては今までの呪縛から解き放たれて、体制、期間、内容も自由に実
質的にすることができるのか。それとも何らかの制約があってできないのか。

(釘丸主幹) 案の段階では16年計画ということで作っている。第1～4期というこ
とで、4年をスパンに考えている。

(尾崎課長) 16年というのは、「地方自立計画」が平成33年までであるため、整合性
を取ったものだ。いまの時代に長すぎる気もするが、市の特色を出した。

(梶島参事官) 地方分権一括法の施行以降に、基本構想について県や総務省から行政指
導のようなもの、たとえば電話で問い合わせたら「基本構想はやはり10年がよ
い」などと言われたというようなことはあったか。

(釘丸主幹) いままでのところない。県への協議も実態としてなくなった。特段、市か
ら県に問い合わせるといふこともない。

(山田委員) 総務省は、関連法だけで20くらいあり、基本構想がバックボーンとなっ
ているため、これがなくなると法律関係の整合性がなくなるのではないかと言
っている。だが、たとえば老人福祉計画を立てるにしても、基本構想の将来人
口などは夢物語であり、私の町ではいままで基本構想との整合性など取らな
かった。だから総務省が主張するようなことは形骸化していると思っているが、
その辺りはどうか。

- (釘丸主幹)ご指摘のとおりだと思う。実際、実施計画や総合計画レベルでは、結構リンクしているが、基本構想とリンクした形にはなっていない。
- (八代座長)法律を変えなくては行けないか。任意となって、仮にどこかの自治体を作らないと決めたときに、法律上整合性がないという問題が起こってしまう。
- (檜木参事官)“基本構想のなかに書かなくては行けない”とはなっていないので、法律上のリンクは非常に弱い。基本構想には何を書いてもよく、書かれるかどうか分からないのに、各法律で「基本構想に則し」というのは、矛盾とまでは言わないが整合性のある法律構成ではない。きちんとリンクさせるのであれば、20本の法律について、基本構想のなかにどのようなことを書かなくては行けないか明記しなくては行けない。逆に言うと、リンクは非常に弱いと言わざるを得ない。
- (山田委員)そのとおりだ。基本構想立てるときに20本の法律については意識していない。
- (檜木参事官)結論から言うと、総務省の言う各法律とのリンクという論点はあまり問題にしなくてよいのではないかと思う。むしろ総務省のいう論点で議論すべきは、八代座長の言うように3点ほどある。1つ目は基本構想というは何を書いてもよいとなっているということ、2つ目はどうせ作るのであれば義務づけてもよいのではないかということ、3つ目は議会の議決を経ることに法律上の意味があるということだ。だが、いま志木市の話をつかおうと、この3つの論点に対して法律改正までしてやめろと言うにはまだ弱いかと感じている。なぜかというと1つ目と2つ目の論点のところだ。唯一残るのは3つ目かと思う。
- (山田委員)志木市の提案は、基本的にものの考え方が違う。タウンマネージャー制、シティマネージャー制ということで、二元代表制ではない。総務省は二元代表制のなかで議論をしている。だが、カナダやアメリカで採られているような二元代表制でない方法であれば、議会の議決というものは関係がない。議会が責任者である。だが、日本では議会は、こう言うのは悪いが、責任を取らない評論家の集団だ。考え方が違うので、志木市と総務省は議論をしても平行線だと思う。
- (尾崎課長)現状の地方自治のあり方について、もう少し選択肢があってもよいのではないかということで提案を出している。したがって、現状のなかで全部議論をすると難しいところがあるかと思う。
- (八代座長)収入役の廃止のように具体的な話だと分かりやすい。いまの檜木参事官の話で仮に言うとするれば、議会の議決を任意にしていくということになるだろうが...。それでも法改正は必要だろう。その辺りでなかなか……。むしろ、地方分権一括法が通ったのにもかかわらず、各自治体の意識が全く変わっていないという意味では、確認の通知を出せというべきか。“本当にやっても構わない”と

いう通知を総務省から出せという、あまり大した効果はないかと思うが。疑心暗鬼になっているのだと思う。志木市だと16年計画を立てられるが、ほとんどの市では「そんなことをしたら予算を減らされるのではないか」などと考えているのではないか。

(釘丸主幹)戦後一貫して、国・都道府県の指示の下でやってきたという実態があるので、ある日を境に自分たちで考えなさいと言われても、我々のほうも反省する点はあるが、現状としてなかなか難しいところがある。

(八代座長)昨日、文科省と似たような話をしたが、国のほうでは別に縛ろうとしてやっているわけではなく、どうしたらよいか聞かれるので答えるのだという。マニュアルを作っているだけで、自由に行うところはそうしてもよいということだった。

(市川委員)もう1点。もしも有識者会議の結論として、特区にはなじまない、現行制度のなかでも自由裁量なのだということになったら、今後も基本構想を作ることになるのか。それとも発想を転換して、基本構想自体を志木市流に変えることになるのか。

(尾崎課長)現状では少し現実的な部分を取り入れているが、そのようにして作ることにしたいと思います。

(市川委員)意味がないと認識しているのに、なぜ作るのか。

(尾崎課長)作りなさいと言われてるので、従わざるをえない。

(市川委員)なぜか。たとえば10年に縛られないとか……。

(尾崎課長)それはやろうとしており、16年計画にしようとしている。現実的な対応については一部していくが、同じようなものを作っていくことになるかと思う。

(八代座長)10年の期限が来たから作るということであろう。

(宮地参事官)よく議論になるのが、国土計画や広域計画を作るときに、基本となる基礎的な自治体の計画があるべきだという点だ。どうもそのような発想がある。こういうものが基本構想のなかにきちんとあって、広域計画が逐次積み上がるのだという発想が常にあるのではないか。いろいろな計画で、「基本構想に基づいて」「適合するように」個別計画を定めよなどとなっているので、逆にこれに引っ張られて、基本構想のなかにそうした考えを入れなくてはいけないとなっているのではないか。

(尾崎課長)先ほどお話ししたとおり、個別の「国土利用計画法」などの法律のなかに「基本構想に則って」などという表現が入っているので、ある程度縛られざるをえないところはある。ただ、そう書いてあるからといって、全く意識していないわけではないが、全部を意識して作っているわけではない。

(山田委員)国の様々な5カ年計画や、我々であれば道の長期計画、北海道開発庁(現・国土交通省)の長期計画がある。そういうものに整合してという指導がなされ

- ている。しかし、実際に全部を取り入れられるかといえば、小さい町ではむりだ。だが、以前はそのように言われた。いまは言ってこないだろうと思うが。
- (市川委員) 志木市の基本構想で、たとえば「土地利用」の基本計画などをみると、宮地参事官が言ったことは、実態としては少し違うのではないかと思う。
- (尾崎課長) このあとに実施計画が付いてくる。そういうところで具体的な図面などが……。
- (檜木参事官) 法律上は「基本構想に則し」なのでこの範囲だ。実施計画については何も触れていない。
- (八代座長) 先日、総務省が言っていたが、全国町村議会議長会からは、基本計画についても議会の議決事項にせよという、逆に規制強化するような要望が出ているという。議会が全てコントロールしたいということだ。我々もどういう方向にすべきかが、いま一つ見えないのでご相談しているわけである。
- (尾崎課長) どうしても理念論になるので、そこまで国から規定されてやるべきことか、というのが……。
- (八代座長) それが一番のポイントだ。なぜ県には義務がないのかについては、総務省に聞いたところ、法律を作ったときに、都道府県のほうはほぼ全てが基本構想を持っていたが、市町村はかなりの割合で持っていなかったからだとのことだ。
- (尾崎課長) そうであれば、いまは全ての市町村が持っているから……。
- (八代座長) 必要がないということになる。逆に、県でやめてしまったところはいくつかある。
- (市川委員) 誰が主導権を持ってやるべきかという哲学の問題ではないか。
- (八代座長) いま行われている地方制度調査会において、こういう点をもっときちんと検討すべきだということか。哲学であるから、そういうことになるだろうか。
- (山田委員) 今回は俎上に上がらないのではないか。
- (八代座長) そこを何とか上げさせるということだ。そこはある程度交渉の余地はあるかと思う。
- (檜木参事官) 「市町村における基本構想策定義務の廃止に関するアンケート」では、18ある回答のうち6つで義務化は必要なしとしており、他も基本的に弊害・問題点はないとしている。あっても別に構わないというくらいで、積極的に義務づけを支持しているわけではない。積極的にいらないと言っているのが6つで、中立的なところはいくつかあるが、積極的に総務省を支持しているところは少ないと理解している。そうであれば、もう少しきちんと議論してもらってもよいのではないか。
- (八代委員) そういう方向で総務省と今後やっていきたい。ありがとうございました。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

(株) JCB：公金のクレジットカードによる納付の容認（総務省）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（水）10:00～11:00
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者
（委員）八代座長、市川委員、山田委員
（提案主体）JCB 開発本部執行役員 権堂本部長、市場開発部 小林部長代理、西濱係長、アライアンス営業部 朝妻主任
（事務局）檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか

4. 議事経過

事務局からの事前質問に対して、提案者からの回答がなされた。

<要約>

- ・ 提案者（JCB）実施の調査結果において、「公金でもっとも利用したい方法」でクレジットカードが約 3 割の支持を得ており、経済産業省実施の調査結果においても収納者側のクレジットカード収納に対する関心は高い。また公立病院・公営交通・水道料金などへのクレジットカード導入のニーズは各運営主体者と提案者との交渉の中からも明らかになっており、一部独立行政法人を中心に導入が開始されている。一方、既に導入が進んでいる公共料金等の分野においては、近年の取り扱い開始から着実にクレジットカード件数・比率が増えていることから、本提案実現は、住民の利便性向上による国民生活の向上・経済的効果への波及をもたらすものと考えられる。
- ・ 現状、法制度面・システム制度面・運用整備面に課題があると考えられるが、総務省にて検討を進めている第三者納付に関する問題以外は、各都道府県・市区とクレジットカード会社との調整事項と認識している。特に納期限の取り決め・納付タイミングの取り決めについては、財務規制や税・手数料条例などへの手当に関する調整事項であり、法律などでの一律の規定ができるものではないと考えている（コンビニ収納の導入可否判断、例規制定を各都道府県・市区単位で行っているものと同様と考える）。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（八代座長）例えば、カード会社が倒産してしまい、利用者が支払いをしても、役所に

- 入金されないケースなども発生するのではないか。
- (朝妻主任) もちろん考えなくてはいけないが、立て替え払いスキームでは、債権者は変化せず、自治体のまま。代わりに払いますというカード会社が退場したとしても、自治体が本人に請求する権利は未だ持っていることになる。
- (八代座長) 権利はあるといっても、利用者は既にお金を支払っているだろう。
- (朝妻主任) 支払ったと言うより、委託したと言うことになる。実際の利用者の支払いは、基本的にカード会社の第三者納付より後になる。
- (八代座長) なるほど、利用者はまだ支払っていないということか。
- (朝妻主任) そのとおり、お金はまだ動いていない。
- (八代座長) 倒産の問題は、ある意味、自治体と利用者の関係が元に戻るだけだろう。先払いの場合のみ問題となりうるか。
- (檜木参事官) 確認だが、地方税や国税などは、カードで支払うことは可能なはずだが。
- (権藤本部長) 確かに法制度上は可能だが、実現はしていない。
- (藤澤参事官) 法制度上は可能だが、実現していないという話か。JCB 以外もしていないのか。それはなぜか。
- (朝妻主任) 先の説明で述べたような問題と、もう一つは、総務省の見解が出たのが、去年の9月であり、可能となったのがつい最近の話。自治体の翌年度の予算措置に間に合わなかった。導入するには予算措置が必要であり、時期的な問題か。
- (市川委員) これは、どのような形で特区になるのかが不明である。
- (檜木参事官) 総務省は地域性がないから特区には適さないと言うだろう。特区法で地方自治法の特例をもうければよいのだろうが。
- (八代座長) 特区は永久不滅ではない。特区で実験して問題もなければ全国化するなど、全国化するための手段でもある。地域性などはあまり問題ではない。実際は住民の要望が強いなど、どうにでもなるだろう。
- (檜木参事官) その地域の必要性があるのかどうか。カード決済についてその地域で必要という議論があるのだろうか。
- (権藤本部長) 東京都の公立病院でカード決済がスタートするなど、カードによる公金決済が始まっている自治体もある。民間病院では以前からやっている。
- (山田委員) カードで振込を依頼すると、送金されるまでの期間はどれくらいか。
- (朝妻主任) カード会社から自治体へ振込をする期間は、今の事例でいえば、最大 30 日くらいか。短くすることも可能であり、契約上調整は可能。
- (山田委員) 会計年度は 3 月 31 日だが、会計閉鎖については 5 月 31 日であり、二ヶ月間の余裕は持っている。4 月の中旬であれば延滞などの問題が発生する可能性があるが、それならば問題ない。利用者が年度内に支払いすれば問題はない。最大 2 ヶ月くらいはかかると聞いていたのだが。

- (朝妻主任)それは利用者がカード会社に向けて支払う日までの期間だろうか。カード会社は先に自治体には支払いをしている。
- (権藤本部長)加盟店に対しては、15日に締めると、カード会社からは当月末か翌15日の支払いとなる。ちなみに、会員からの口座振替による引き落としは、当社の場合は10日決済なので最短25日、最長55日となりうる。
- (山田委員)クレジットインフラの整備の中で、ネットワークの活用可否について課題があるようだが、住民基本台帳ネット、あれをたくさん使えばよいのではと考えているのだが。そういうものの利用できるか。
- (市川委員)あれは無理だろうと思う。基本的になじまないと思うが。
- (権藤本部長)技術的には問題ないと思うが、個人情報保護の観点でなじまないと感じている。
- (山田委員)あれにはセキュリティの問題等ある訳か。別にやるとすればコストがかかる。
- (朝妻主任)セキュリティの問題もあり得る。
- (八代座長)それはあくまで規制緩和の議論であって、お金を払っても導入したいという自治体がいればいいので、コスト負担は気にする必要がない。
- (市川委員)確認だが、公金の収受の場合、カード決済の時点で、債権と債務の関係は、自治体と納税者であり、貴社が自治体に支払った時点で債権債務の関係がカード会社と利用者個人に移行が完了するのか。
- (権藤本部長)その通り。
- (八代座長)端末にお金がかかるのが問題ではなく、最大のポイントは、自治体からカード会社への手数料の支払いが問題だ。自治体からみればその分公金が減ることになる。それを埋め合わせるためのメリットを見いだせなくてはならない。利用者の利便性向上だけではコスト的な効果はみられず、例えば、滞納が減るなどのメリットがなくてはならない。アンケートなどをみても、今まで払っていなかった人が、払うようになるなどの効果が見えにくい。おおざっぱでも数値はとれないか。また、それと同時に自治体の手間がどれくらい減るかという効果などは明らかにできないか。
- (小林部長代理)もの(費目)によってずいぶん異なると感じている。
- (市川委員)携帯電話の使用料については、事実上カードを使ってスキャンをする形の決済ではない。あれと同じような形というの、公金において可能か。
- (朝妻主任)もちろん可能。例えば電気・ガス料金などは既の実施されている。
- (市川委員)そうすれば、とりっぱぐれはなくなる。
- (八代座長)銀行と同じだろう。
- (市川委員)銀行は払わなかった人には督促しない。
- (八代座長)徴収義務もカード会社が代行してくれるということか。

- (権藤本部長) 公法的な権利はないが、経済効果からみればそういうことになる。銀行預金であれば、残高がなければ引き落としはされないが、カード会社はその際のリスクもとる。
- (八代座長) それは非常に大きい効果だ。
- (市川委員) 効果としては、徴収事務を委託されるということになる。
- (梶島参事官) ここ一年弱で、クレジットカードの支払いが大きく増えているが、それは銀行振り込みから変わってきたのか、もしくはこれまでコンビニなどで足を運んで払うものから移行してきたのか。
- (八代座長) 質問の意図は、ゼロサムでは意味がないということだろうか。
- (朝妻主任) カード会社側では、利用者の以前の支払い方法はわからない。ざっくりと聞いた限りでは、銀行の口座振替からのシフトは多いと聞いている。一例では6～7割が、口座振替からのシフトだと聞いている。逆に言えば、コンビニ払いなどからのシフトも3～4割いるだろうということ。
- (梶島参事官) 口座振替から、なぜ移るのかといえば、カード会社の特典ということだろうか。それ以外の利便性も高まると言うことか。
- (山田委員) どんどん徴収率は落ちている。しかも滞納者は若い人が多い。若い人はカード利用に抵抗感はない。そういう意味ではどんどん進めてほしいと考えている。
- (梶島参事官) 制度上の課題と、システム面の課題についていくつか説明頂いたが、制度面の課題はともかく、システム面の課題を解決するためには、どれくらいのスパンが必要なのか。
- (朝妻主任) 民間のインフラがどれくらい使えるのか、費目により、一概にはいえないが、少なくとも年単位ではない。結論が出てから一年間はかからない。
- (山田委員) 収納の情報がすぐに自治体に行かないと、自治体は督促状を発送したりするが、それは大丈夫か。
- (朝妻主任) クレジットカード決済は加盟店である自治体から情報が発信されるものであり、オンラインインフラであれば、すべてリアルタイムで自治体に返すことはできると考えている。
- (八代座長) 自治体が知りたいのは、いつ払ったのかということだ。口座振替の場合どうなっているのか。月末にまとめて情報がいくのだろうか。
- (小林部長代理) 口座振替は翌日になるだろう。そういう意味ではあまり変わらない。
- (梶島参事官) コンビニ払いの支払い請求書には役所の窓口の前に期限が設定されている。それ以降は役所での手続きとなるようだ。クレジットカードにおいても、そのような形で設定すれば、クリアできる問題ではないのか。
- (八代座長) カード会社にとってのリスク要因としては、強制徴収ができないため、悪質な人がクレジットカードを使って逃げられるということもあり得る。

- (権藤本部長)個人に対する総合的なリスク判断はしており、カード会社の与信に含んでいると考えて頂きたい。
- (檜木参事官)カードを決済した際に、払った時点で支払った事実というか決済事実は自治体に情報が行くという理解でよろしいか。
- (権藤本部長)その通りである。
- (檜木参事官)滞納などの問題はないという理解か。あとはカード会社にリスクが発生するという話か。
- (八代座長)公金のなかで、今後どこまで範囲を拡大できるものだろうか。地方税関係がいずれ対象となり、他にあとは何が考えられるだろうか。
- (朝妻主任)とりあえず、電気・ガスときたら、続いて水道がくるだろうか。
- (山田委員)公営住宅は大きい。未納の金額も大きいだろう。
- (朝妻主任)あとは都道府県であれば、自動車税なども大きいだろう。
- (八代座長)公営住宅などを考えると、リスクが大きすぎると感じるが。危ない人は与信でカバーできる範囲か。
- (権藤本部長)その人のリスクをカード会社として取れるかどうかで判断したい。我々にとっては気にしていないところである。
- (八代座長)社会保険庁の関係についても、法律改正をすればできる。
- (市川委員)収納事務自体のアウトソーシングが最大のメリット。債権債務の関係が添加されるため、クレジット会社に対して、機能を肩代わりしてもらえる。多少の手数料を支払ったとしても、大都市などは大変助かる機能だ。
- (権藤本部長)諸外国、例えばアメリカでは、交通反則金もカード支払いできる。
- (八代座長)スピード違反なども、その場でカード決済してしまえばよい。範囲は広がる。パトカーに端末をつけておけばよい(笑)。
- (権藤本部長)キャッシュレスの手段であり、取り損なうこともない。
- (八代座長)将来性はすごく大きい。総務省は地方税に関してはよいといっているということか。市場化テストの話も含めて、特区でまとめてやってみればよい。実験する価値は大きい。
- (梶島参事官)JCB カードでは、都道府県別にみて、カードホルダーの偏在性の特徴はあるか。
- (権藤本部長)ほとんど人口に比例している。たとえば、東京でのJCBのカード会員比率が1割であれば、沖縄でも1割。地域性はほとんどないと思う。これは、当社の場合、地銀さんを通じてフランチャイズ展開をしている特殊性のせいかもしれない。
- (八代座長)それはJCB だけか。
- (権藤本部長)カード全体で見れば、例えば流通系のカードなどは、店舗展開により地域によって偏在性はあるだろう。

(檜木参事官) おそらく総務省は全国で展開すべきと言い出すだろう。あえて特区で地域性の議論をするのであれば、自治体の事情などを打ち出すべきか。滞納が多くカードで問題が解決できるのかという話だろう。

(八代座長) 積極的にアウトソーシングや行政改革を進めたい自治体はどうか。それは地域性とはいえないのか。

(檜木参事官) 前例に従えば、非常に厳しい。

(権藤本部長) 正直、早くやってほしいと考えている。ある意味方法論はどうでもよい。スケジュール感をどう明確に示して頂けるかが我々の関心である。

(八代座長) 本件は、将来性も高く、利便性も上昇し、行政改革にもつながる。あとは地域性である。

(檜木参事官) 総務省は、来年の通常国会の法案提出を目標にしている。これが明確になるかどうか。無理矢理特区法で実施するというには無理があるかもしれない。とにかく時期的なものを明確にできればよいと考えている。

(八代座長) それが明確になれば、自治体でも準備が可能となる。特区提案のおもしろいところは、各省庁が「特区でやるならば全国展開をする」となる場合もあり得る。今後もさらに理論武装する必要がある。どうもありがとうございました。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

横浜市：在留資格要件の緩和（「企業内転勤」に関する在留資格）（法務省）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（水）11:00～11:30
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室
3. 出席者
（委員）八代座長、山田委員
（提案主体）横浜市経済局総務部経済政策課 IT 産業等振興担当 村野課長、山中氏
（事務局）御園副室長、檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、梶島参事官、
滑川室長、ほか

4. 議事経過

特区推進会議の調査事務局からの事前質問に対して、提案者からの回答がなされた。

<要約>

- ・ 外資系企業のための共同進出拠点（民間施設）として5つの施設を指定した際の手続きについては、産業施策の視点に立った誘致基本方針や誘致支援策などを策定し、市内開発拠点等への企業誘致を推進する「横浜市企業等誘致推進本部」（平成4年に要項により設置、副市長を本部長とする）において、例年4月に開催する本部会議で特定施設を決定することとしている。条例等で定めることは想定していない。
- ・ 外資系企業が民間施設に入る場合の契約関係等については、外資系企業と民間施設の賃貸借契約が結ばれることが前提となる。契約関係はあくまで民間同士のものであり、市は関与しない。
- ・ 助成制度の審査にあたっては、定款写し、履歴事項全部証明書、法人設立・開設届出書またはこれに類する書類写し等の提出を受けるとともに、事前に訪問を行うことで、拠点確保の確実性を担保することができると考えている。
- ・ 受け入れ後の当該外国人および事業所に対するフォローについては、適宜企業訪問などを行うことで対応している。さらに、入管当局とは、他の規制緩和措置などで連携をしておき、本規制緩和措置がなされた後も良好な連携をとっておくこととする。
- ・ 指定する外資系企業の集結拠点における進出ニーズについては、具体的なニーズの把握は現時点では行っていない。しかしながら、外資系企業の誘致に関連したヒアリング等においては、ニーズが高いと認識している。
- ・ 「外国企業が支店等を設立しやすい条件を整備」するために、なぜ「企業内転

勤」の在留資格の付与が必要なのかについては、外国企業の日本での支店等設立において、設立準備および設立後事業が軌道に乗るまでのスタートアップ時に外国企業本社より必要な要員などを円滑に受け入れる必要があるためである。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

(檜木参事官) 法務省と議論した際の論点は、場所が安定的かどうかだったと理解している。民間どうしの契約であり市が関与しないのは仕方がないと思うが、自治体の何らかの関与があったほうが法務省としては納得しやすいかと思う。その辺りはどうか。

(村野課長) 我々が指定している産業拠点、我々が立地促進を図る助成制度を運用していく際の対象施設であり、そこに入居しない限りは対象にならない。安定性・継続性という点では、横浜市と産業拠点が指定関係にある間は、企業との間でも当然継続されていくのではないかと考える。我々が考えているのは、あくまでも施設に入居する企業であり、それ以外はいまのところ想定していない。ご質問の点については十分対応可能ではないかと思う。

(山田委員) 前回のヒアリングでの議論は、集積の話から離れてしまい、貸与や指定の場合はどうなのかという点であった。所管官庁からは、指定や賃貸はだめだという話であった。その後、賃貸については答弁が誤っていたという訂正があったが、指定については非常に不安定であり、どうやって確認するのかということだ。だが、横浜市は集積拠点に限っており、指定ではないわけだ。

(村野課長) 我々が指定という言い方をしているのは、あくまでも本市が対象とする集積拠点 専ら外資系企業が入居してくる市内5カ所の産業センターのことである。

(山田委員) 指定という言葉が一人歩きした。市が指定したままで、事後には確認も検証もしないのではないかと……。

(村野課長) 横浜市の「重点施設立地促進助成制度」について概略を申し上げたい。申請に際しては、申請書、定款の写し、履歴事項全部証明書、法人設立に関する書類、賃貸借契約書などが添付されてくる。そういう意味で、書類上ではあるがそれほど差がないのではないかと考えている。また、申請が来る前から入居企業との接触を開始し、また、市内にある産業センターとも常時コンタクトをとっていることから、その点についての齟齬はないと思う。さらに、助成金は進出後2年間は拠点施設からの退去を認めないという縛りをかけている。もし退去する場合は、交付した助成金の返還を求めていくことも制度として謳っている。

(梶島参事官) 助成金ということは、議会の議決を通った予算と考えてよいか。

(村野課長)平成17年度であれば、2月の予算市会での議決を経て事業としてスタートしている。

(梶島参事官)対法務省でいえば、助成金の支払いは議会の承認を得ているので、制度そのものが議会の承認を得ていると見なせないかとは言える。かつ予算はふつう単年度主義だが、2年間ということで議会の承認を得ていると理解してよいか。

(山田委員)これは条例か。

(梶島参事官)要綱と書いてある。要綱自体は議会に示しているのか。

(村野課長)条例とは異なり、規則や要綱は議決事項ではない。ただし、制度自体の予算については議会の承認になる。そこを前提に考えられるのではないかと思う。

(梶島参事官)平成4年に要綱が定められて以来、2年間の税金の支出というものは現在も行われているという理解でよいか。

(村野課長)当然ながら、要綱については現在もそのように運営している。

(宮地参事官)助成制度がいまひとつ分からない。予め指定した施設に対して助成するのではなく、そこに入居した企業が設立準備をするということか。その際に、設立準備段階で要した費用については助成しないのか。どこから助成するのか。

(村野課長)起点は賃貸借契約の締結日である。助成金の交付スケジュールでいうと、1~12月までに賃貸借契約を締結、かつ助成金交付申請を行った企業が対象ということで、審査自体は翌年2月だ。たとえば今年12月までに契約した案件については、来年2月までに審査し、3月に公表するというかたちだ

(山田委員)その補助金の性格はどのようなものか。誘致か。

(村野課長)もちろんそうだ。横浜市は積極的に市外から企業を誘致している。今回の5つの施設は、外資系企業についてインキュベートも含めて対象としている。

(山田委員)助成金額は。

(村野課長)助成金額そのものは、外資系企業については賃貸借料の3カ月分だ。一企業につき100万円を上限としている。

(檜木参事官)法人設立・開設届書が必要書類になっているが、開設前に、準備はしたがやめたという場合はどうなるのか。

(村野課長)申請自体が「辞退」ということになる。

(檜木参事官)できないわけだ。そういうものについては、場所は指定しているが、助成はしないので資金的な裏付けはないということか。

(村野課長)そうだ。

(檜木参事官)辞めていなくなる可能性はある。

(梶島参事官)具体的に企業内転勤の資格である外国人を入国させる場合の起点日と、実際に横浜市が助成金の対象とすることを決定した時点とではズレが生じる可能性があるかと思うが、その点についてはどのように考えているのか。もう少し

し具体的に言ってもらえれば。助成制度の審査にあたっては、定款写し、履歴事項全部証明書、法人設立・開設届出書、および賃貸借契約書が必要書類ということであった。それらを結ぶのに際しては、当該外国企業の誰かが事前に短期在留資格で入国しているか、日本の代理人が契約するという形で関与しない限り、賃貸借契約書は存在しえないものだと思う。従って、賃貸借契約書を審査対象にするということは、それ以前に短期在留資格でもし日本に来ていたとすれば、いったん本国に戻るかたちになる。その後、助成の対象になってから企業内転勤で来させてくれ、という趣旨か。

(村野課長) そういうことになるかと思う。ただし、いまは施設準備のために短期滞在という形で繰り返し来ているのが現状ではないかと思うが、そうすると手続きを何回も踏まなくてはいけない。そうではなく、予め法人設立を目的として来ていることが明らかに分かる場合について、今回の緩和措置を適用できれば、手続き的にも煩雑にならずに済む。外国人から見れば、そういうニーズは非常に高いのではないかという認識が我々にはある。

(梶島参事官) 趣旨は分かるが具体的な制度設計として、横浜市が外国企業をヒアリングしたときに、どの時点で在留資格が必要と言われたのかという点がいまひとつ釈然としない。この特例の大元になっている現行の特区の特例措置というのは、事務所を構える場所が存在しているという点について、自治体が保有しており、そこに入ってもらうことを前提に、企業内転勤の在留資格が与えられる。それによって、そもそも事務所が存在しなくても、事前のクリアランスが終わっていると見なして入国させることになる。その部分が、そもそも助成制度の審査にあたって賃貸借契約書を取るのであれば、そこがクリアされないことになってしまうのではないか。たとえ法務省が「構わない」と言っても、横浜市が審査対象とすることで、実際には使えないものになるのではないかと懸念している。

(村野課長) 今のご指摘は、現状では法人登記が終わっていないと出られないのではないかというものかと思う。そこは、法人設立前の駐在員事務所の段階についても、入居を助成対象とすることで認めている。

(宮地参事官) 事務所を開設した時点で認められる、だから指定した施設に入れば、まだ支店でなくてもよいということか。

(村野課長) そうだ。

(宮地参事官) それであれば分かる。

(村野課長) 確かにいまのお話では在留資格を緩和することについて意味がなくなってしまう。今の答えに対して最も重要な点は、駐在員事務所について、横浜市としては認めているという点だ。

(梶島参事官) 委員方にご理解いただきたいのは、大元になっている特例は、支店の開

設のために、本来であれば短期在留資格で来る人たちについて企業内転勤の資格を与えようというものだ。来て事務所を構えた後に、支店の開設準備をするという特例だ。それができることが最大のミソになっている。いわゆる短期滞在で出入りを繰り返した後に、改めて企業内転勤の資格をとって日本に来る面倒がなくなるところが、外国企業にとって最大のメリットであろう。横浜市が提出したもののままでは、何の意味もなくなる。それで質問した。実体面では、場所を確保することをもって助成対象とするという理解でよいか。

(村野課長) それでよい。

(山田委員) 教授の在留資格と共通して言えることは、法務省はそういう方法で不法入国されることを心配している。この場合はそういう可能性はないわけだ。

(村野課長) そうである。確かに途中で断念して計画が頓挫するようなことはあるのかもしれないが、書類も証明書も揃った上で対象としていくので、そういう心配はないと思う。

(梶島参事官) 現行では、米国なり、欧米、中国なり、企業が存在して、それが日本に来て展開しようというものを想定している。だが、外国企業の企業としての必要書類、企業内転勤しようという者が確かにその職員であることを証明するものといった、事前のクリアランスがそれなりに必要かと考える。その辺りがかかることについては異論ないか。

(村野課長) 現状でも、駐在員事務所の場合は、法人に類する書類を出していただくのが基本だ。それなしに対象にするということはありません。

(梶島参事官) あり得ないと考えてよいわけだ。

(八代座長) 賃貸借契約書がなくても代替手段があればよいということであり、それがいまの「指定」だということか。それで法務省は納得するだろうか

(梶島参事官) 事前あるいは事後のフォローということで、自治体の関与をもう少しかがいたい。事前訪問により拠点確保の確実性を担保できると考えているとのご回答だが、事前訪問とは何を指しているのか。

(村野課長) 申請前の段階から、拠点施設の管理サイド ビルのオーナーなどと常時コンタクトを取っている。企業がたとえばアメリカの産業センターに入りたいと言ってきた場合には、ビルオーナーがその企業に対し「市にこういう制度があるから相談に行ってくれ」と言い、我々にも事前に連絡がある。それに始まり、ビルオーナーや企業とは事前のコンタクトを取っている。

(梶島参事官) 企業訪問などを行うことで対応しているというのは、何らかの代替措置という意味で、たとえばその企業が突然事務所を畳んでしまったような場合は、きちんと入管に通知するとか……。

(村野課長) 必要であれば行うことも考えなくてはいいが、いままではそのような事態がなかったので、今は想定していない。だが、たとえば別の規制緩和項目、

たとえば別の在留期間の延長や優先審査の話では、特定事業所の取り扱いがあ
って指定しなくてはならないが、入管の横浜支局と連絡をとり、「今回こういう
事業所が対象になるので、よろしく願います」などというのは、従前から
進めている。

(宮地参事官) 指定にあたって、ビルオーナーと優先入居の覚え書きなどは交わしてい
るか。一方的な指定だけか。

(村野課長) 市内に米、独、英、カナダの拠点があるが、施設そのものが横浜市の産業
誘致で出て来ているものだ。

(宮地参事官) 一方的な指定だということか。

(村野課長) 指定については確かにそうだ。

(八代座長) 大分理解できたかと思う。どうもありがとうございました。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

愛知県：在留資格要件の緩和（教授資格延長）（法務省）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（水）11:30～12:00
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室
3. 出席者
（委員）八代座長、山田委員
（事業者）愛知県企画振興部地域振興課 大野課長、石原主幹、都築主事
（事務局）御園副室長、檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか
4. 議事経過
事務局からの事前質問に対して、提案者からの回答がなされた。
<要約>
 - ・ 主たる業務として講義等の「教育をする活動」を行う外国人教授、助教授、講師などが、在留期間延長の特例措置を活用しようとした場合、従たる業務である「特定研究活動」の資格外活動として許可を得なければ認められないことが、教授等として教育活動を行う外国人にとって不合理な点である。
 - ・ 業務の中でどの程度を教育活動にあてるかは契約内容により個々の教授等で異なる。従って、第一に、業務のほぼ全部を教育活動にあてる外国人の場合は、教育活動が研究活動を阻害しないとは判断されず、資格外活動の許可を受けられない大きな懸念がある。
 - ・ 第二に、どの程度までが「研究活動を阻害しない範囲」であるかについて明確な基準が示されていないため、許可を受けるまでの期間は、その後の教育活動を行うことが可能か否かが不明となり、教授などの身分を極めて不安定な状態にさらされる。
 - ・ 「現行の入国管理制度では欧米やオーストラリア、ニュージーランドなどの方が魅力的であり、優秀な海外の人材は日本を敬遠するのではないか」と指摘する県内大学の外国人教授の声もあり、危機感を抱いている。県内の多くの大学の学長からもその旨を聞いており、本件にかかる署名などもいただいている。
 - ・ 資格外活動許可申請を行う前提として、「教授」在留資格の外国人教授等は「特定研究活動」に資格を変更しなければならず、それまでの「教授」資格を喪失し、従来可能であった教育活動を行えなくなることについて、教授など本人に心理的な不安を生じさせている。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

- (山田委員)教授の在留資格を3年から5年にした場合、3年経過後、不法就労になったら誰が担保するのかという懸念があるだろう。
- (大野課長)地方自治体において、大学と連携しているし、また、そのような場合は取り消し制度もある。
- (八代委員長)自治体から入国管理局への連絡などは担保されているのか。自治体から通知する仕組みを作れば法務省は安心するだろう。これは特区であるため、地方自治体が法務省に連絡するなどの代替措置を設定すればよい話である。
- (檜木参事官)法務省からすれば、特区で実施することに抵抗感があるようだ。地域的な必要性をアピールできなければ、全国で実施すればよいとなりうる。特区で実施すれば、全体よりも前倒しのスケジュールで実施できる。地域展開のメリットを見いだす作戦が必要か。IT技術者、研究者は地域の活性化につながる。その場合、教授もどれくらいの効果があるのか等明確化される必要がある。いずれにしても、なんらかの作戦が必要となる。
- (山田委員)一般法では平成18年度に改正するのは決まったのか。
- (檜木参事官)平成18年度中に結論を得るという話である故、実際には、平成19年度以降であろう。
- (梶島参事官)本日午後に法務省とのやりとりがある。その事前回答によると、平成18年の通常国会への改正案提示を考えられている。先般の平成18年度中とは、若干異なる見解となっている。午後のヒアリングで、もう一度確認するべき。
- (檜木参事官)平成18年の通常国会となれば、来春国会になる。それでよいのだろうか。
- (事務局)確認したい。
- (梶島参事官)参考までに、評価委員会の関係で、特定研究関連の全国展開は法律改正が必要であり、いずれにせよ次期通常国会に出す必要がある。全国展開に併せて次期通常国会に提出するという解釈も可能だ。
- (山田委員)法務省の回答をみると、在留期間を3年から5年にするのは適当でないと書いているが。
- (梶島参事官)全国展開の5年はよいが、他のものはだめと言っているのかもしれない。いずれにしても法務省への確認が必要だ。
- (八代委員長)経緯としては、教育と研究が一体なのはわかる。類似案件は、もともと産業振興的な考えで特区となっているので、そこが難しい。全国展開となれば、ますます乖離が広まる。
- (梶島参事官)その場合、全国展開をする際に、どう改正するのかということもポイントである。
- (八代委員長)この件は、英会話学校の講師なども対象となるのか。

- (大野課長)英会話学校等は対象とならない。大学と高専など高等教育機関である。専修学校などは入らない。
- (梶島参事官)入管法によると、外国人教授の定義は「大学もしくは大学に準ずる機関または高等専門学校において、教授、助教授、助手等として迎えられる外国人」となっている。
- (八代委員長)相当限定的であるわけだ。不法就労のリスクは非常に小さいようだ。
- (大野課長)もっとも不法就労の可能性は小さいグループであると考えている。
- (檜木参事官)研究者やIT技術者の特例の際にも、自治体の関与も行い、その後のフォローアップもやり、通報義務も課している。
- (八代委員長)そういうものを義務づければよい。地域性のなさについてはどう対応するべきか。
- (山田委員)昨今はどこの大学も、地域との連帯、産学官連携などは熱心に取り組んでいるだろう。そういう面では地域の発展に寄与しているだろう。
- (大野課長)その通りである。故に、教授在留資格の延長に係る要望書に、名古屋大学、名古屋工業大学、愛知県立大学、南山大学、中京大学の5大学の学長からサインをいただくことができた。
- (八代委員長)深刻なのだろう。どうもありがとうございました。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

公共施設を学校に転用する際の建築基準法の緩和（国土交通省）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（木）14:00～15:00
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者
（委員）市川委員、山田委員
（所管省庁）国土交通省住宅局建築指導課 小川課長 高見調査官、高木氏
（事務局）檜木参事官、宮地参事官、梶島参事官 ほか

4. 議事経過

事務局からの事前質問に対して、規制所管省庁からの回答がなされた。

<要約>

- ・安全な階段に関する研究によれば、成人用の階段のけあげの最低基準として 18cm が妥当であるとする結論が多く、成人と小学生の体格差を考慮すると 16cm は概ね妥当である。
- ・愛媛県が 19cm のけあげでも問題なく使用されていると主張している昭和 7 年の小学校は既存不適格建築である。既存不適格建築物については、増改築を行わない場合は、現行基準の適用を行わないことになっている。
- ・幼稚園に上乘せ基準が無いのは、幼児が利用する室は 1 階にあることが原則であり、幼児が保護者等の付き添いなしに階段を昇降することが想定されないためである。
- ・建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するために全国共通で規定することが妥当な最低基準を定めており、地方の責任に委ねることが可能なことに対してまでは基準を定めていない。
- ・増改築に適用する基準については、平成 16 年に建築基準法を改正し、部分的、段階的適用を認める等の合理化を図ったが、増改築部分や用途転用部分については、従来どおりに最新基準を適用する整理がされた。また、建築時点に緩い用途で申請し、事後に必要な改善を行わず用途変更を行う脱法行為の恐れがある。このため、用途転用に限り特例として認めることはできない。
- ・法解釈上、建築基準法の小学校は、学校教育法等を引用しておらず、養護学校についての記述も無い。したがって、特定行政庁（新居浜市）が養護学校を、その利用実態を勘案の上、小学校に準じると判断すれば、小学校の規定を適用することになる。そうでなければ、小学校の規定は適用されない。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

(山田委員) 特定行政庁である自治体が判断すれば、自治体でやって良いということか。

(小川課長) 建築行政の場合、特定行政庁と言うのは、県または人口 25 万人以上の都市のことである。また、25 万人以下の都市でも、建築主事を置いて自分たちで建築行政をやりたいと言えば、できる仕組みになっている。特定行政庁が良い、と言えばそれで良い。

(山田委員) では、この場合、新居浜市が良いと言えば、できるということか。

(小川課長) その通りである。

(山田委員) 養護学校は小学校ではない、ということか。

(高見調査官) その利用実態を勘案の上、一般的な小学生が通う学校でない特定行政庁が判断すれば、小学校の規定は適用しない、ということである。

(市川委員) 「成人に比べて体格や運動能力の劣る生徒が利用する学校や当該建築物に不慣れな多数の者が利用する劇場やデパートについて、特別の基準を設けている」として、小学校に規定があるのに、なぜ養護学校には規定がないのか。

(高見調査官) 小学生は、自立的に階段を昇降することが想定されるのに対して、養護学校の場合、養護の実態が多様で、一般的に階段を昇降する状態が想定し得ないためであろう。

(市川委員) 画一的な基準であっても、その他の条件によって、基準は変わり得る、と言っているのと同じことではないか。

(高見調査官) 一般的に小学校といえるものが社会通念上あるのであれば、その用途で括ることはできるのだが、今後、2～3人の教育施設も含め多様な小学校があり得るのならば、すべてを小学校という規制の用途で括ることは困難になる。

(市川委員) 幼稚園については幼稚園設置基準があり、第8条において、園舎は2階以下と規定されているが、保育園には同様の基準はあるのか。

(高見調査官) 国土交通省の規定ではないが、保育園にも、ほぼ同様の規定がある。園児は避難時にはスライダーを使う。一般的に、階段を昇り降りして保育活動を行う実態があるとは認識していない。

(市川委員) 養護学校の場合には、周囲に人もおり、一人で昇降することが想定されないのだから基準はない、ということだが、ある種の形式基準は、諸般の条件次第で変わり得るので、抜け落ちてくる部分があるのではないか。

(高見調査官) そのような点を決めていく、という手もあるのかもしれない。もう一点、小学校に比べると、保育士や幼稚園などの人的介助が手厚い、ということが挙げられるかもしれない。

(檜木参事官) 小学校とあまり変わらないのではないか。

- (山田委員) 幼稚園は 35 人に 1 人、保育所は 30 人に 1 人である。農村の場合の保育所は 1 階建てだが、用地の確保が難しい地域では、2 階建てが普通である。
- (市川委員) だとすると、弾力適用の余地はあるのではないか。
- (小川課長) 愛媛県からの提案の件は、弾力適用の事例である。
- (市川委員) このケースは養護学校が前提になっているが、例えば、小学校に対して弾力適用は有り得ないのか。
- (小川課長) できない。小学校の実態が変わってくれば考えなければならない、とは思っている。
- (山田委員) 平成 16 年の建築基準法改正の際、増改築部分や用途転用部分については、従来どおりの基準を適用する整理がされた、とはどういう意味か。用途転用に限って特例的に認めることはできない、ということとの整合性はどのような形で保たれているのか。
- (高見調査官) 平成 16 年改正時に、用途転用や増改築する以外の部分については、部分的適用、段階的適用を行うが、用途転用や増改築する部分については、従来通り最新基準を適用すると整理された、という意味である。
- (山田委員) 現実問題として、既存の小学校では、最新の耐震診断を行うと、危険校舎に認定される可能性が高いので、検査すること自体をサボっている。その場合、どうなるのか。
- (小川課長) 耐震性については改善した方が良い。耐震診断を受けていなくても、既存不適格であっても、事故が起これば管理者責任は逃れられない。地震対策については、文科省に対しても取り組んで欲しいとお願いしている。中央防災会議や骨太方針でも言及されている。
- (市川委員) 用途転用をする際、住民に対して小学校の階段の基準は満たさないが、最低限の基準は守り管理者としての責任を果たす、という説明をし、住民がそれを納得した場合はどうなるのか。
- (小川課長) 安全対策の担保措置をどうするのかに依る。
- (市川委員) 安全対策の担保措置によっては、弾力適用が認められるということか。
- (小川課長) そうではなく、今の法体系では難しい。地震の場合は、発生確率を考慮に入れることも有り得るかもしれないが、階段の蹴上げのように有意な地域差は存在しないと考えられる身体寸法に起因するものについては、弾力適用は困難である。
- (市川委員) 安全基準については、スタンダードが無ければならないが、その基準は、他の条件によって多少の斟酌の余地があるのではないか。
- (高見調査官) 愛媛県の例では、防火基準については改修する意思はあるのだが、階段については納得していない。国としては、階段も防火と同様に対応して頂かなければならない基準だと考えている。自治体としてそれ以上に安全にして頂く

分には、構わない。

(檜木参事官) 事前質問に対しては「養護学校については、介助を受けながら昇降することを想定しているので、階段の基準はない」という回答になるのではないか。

(高見調査官) 養護学校についての一律の基準はないが、養護学校についても実態が小学校のようなものもあれば、車椅子の人しか通っていない学校もある。実態として小学校と同じなのであれば、小学校の基準を適用することになる。

(山田委員) 例えば、小学部・中学部・高等部のある養護学校については、小学部を持っているために階段の基準緩和はできない、ということになるのか。

(高見調査官) 一般的な小学校と同じ活動実態にあるのかどうか問われる。愛媛県の説明では、ほとんどマンツーマンに近い介護の実態にあるとのことである。それが通常の小学校とは実態が異なるものであると新居浜市が判断すれば、一般的な小学校に適用する基準を適用しない、ということになる。われわれとしては、階段の蹴上げについては、改善する方が望ましいと考えている。

(梶島参事官) 事前質問に対する回答では、園児に階段を日常的に昇降させることは危険である、という考え方にに基づき、保育室等を1階に設けることを基準としている。ところが、引用している文科省令の幼稚園設置基準では、防災上の対策ができていない場合は、2階に保育室や遊戯室を置いてもよいことになっている。そうすると、日常的な階段の昇降とは関係なく、防災上の観点さえしっかりしていれば、保育室を2階に置いても問題ないことになる。

(高見調査官) われわれの回答書には、推測の部分もあり、文科省令を解釈したこと自体に問題はあったかもしれない。しかし、幼稚園や保育園については、日常的に活発に階段を昇降している状況を想定していない。仮に決めるとしても小学校の階段の高さ以上にはならない。

(梶島参事官) そうすると、なお書き以下は、国交省の推測が入っていて、幼稚園や保育園では、階段の日常的な昇降が危険だからではなく、防災上の観点からすぐに逃げられるよう、1階に設けたほうが良い、と規定されている可能性がある、という理解でよいか。

(高見調査官) それでよい。しかし、少なくとも、避難時に自立的に階段を使うことは想定していない。

(檜木参事官) 設置基準でも一律に決めるのではなく、使っている人がどういう状況にあるかを考慮しながら決めている、ということか。

(小川課長) 幼稚園や保育所は義務で使用するものではないので、設置基準について法律ですべての用途を書ききることは困難である。

(宮地参事官) 階段の基準では、蹴上げの高さと幅がセットになっているが・・・。

(小川課長) 避難時の使い勝手の問題がある。デパートの避難階段も、在館者が一時に出たときに受けられるような幅になっている。

- (宮地参事官) 耐火建築物や避難階段があることが、緩和措置につながらないのか。
- (高見調査官) 耐火建築物の規定については、性能規定により、性能を満たせば代替措置を認めるとすることができるが、階段については仕様と安全性が比例関係に近いので、安全を代替できる措置を書ききれない。
- (市川委員) 本件に関しては、養護学校が現行の基準に織り込まれていない。これを何とみなすかについては、特定行政庁である新居浜市の判断もある。よって、もう一度、愛媛県と新居浜市の話聞いた上で、有識者会議としての判断を決めたい。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

法務省：在留資格要件の緩和（企業内転勤）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（水）15:00～15:40
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者
（委員）市川委員、山田委員
（所管省庁）法務省入国管理局 山中企画官、清水補佐官、磯谷補佐官
（事務局）檜木参事官、宮地参事官、梶島参事官、ほか

4. 議事経過

事務局からの事前質問に対して、提案者からの回答がなされた。

<要約>

- ・ ご説明の前に、前回の説明に関して、若干の修正をしたい。地方自治体で提供する施設というのは、民間の施設でもよいかという質問があったが、現在の特区内においては、地方自治体が所有するものに限定されている。
- ・ 事業が適正に行われ、安定性、継続性があるかどうかについては、本邦の事業所の概要を明らかにする資料（商業・法人登記簿謄本、決算書、会社概要書、事業計画書等）、外国の事業所の概要を明らかにする資料（商業・法人登記簿謄本、決算書、会社概要書等）をもとに判断している。
- ・ 地方自治体の関与の方法など代替措置については、地方公共団体が当該事業の拠点となる施設の確保につき確実な担保措置をとることが確認でき、かつ、企業が当該施設に入居し本邦での事業所としての活動が開始されたとき及び定期的に事業所として活動していることの報告などを、当該地域を管轄する地方入国管理局に行うのであれば、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして扱うことも可能かと思われる。
- ・ 地方公共団体が指定した民間施設と賃貸借契約を結べば、本邦における拠点確保が確実とみなされるか否かについて、一般的な企業内転勤においては、賃貸借契約の期間、途中解約の条件などの契約内容にもよるが、外国企業が民間施設と賃貸借契約を結び同施設で事業を行うことが予定されることが確実であれば、地方公共団体の関与に関わらず、事業所は確保されていると考えられる。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

- (山田委員)先ほどの説明によれば、あくまで自治体が所有するものでしか認められないということか。非常に厳しいと感じる。
- (山中企画官)現在の特区事業に関しては、そういうことである。企業内転勤の場合は、日本の事業所を確保して、そこに転勤してきて、そこで働くことが前提である。特区制度は、事業所そのものがまだ定まっておらず、そうするとどこで事業を展開するのも不明である。特区制度においては、地方自治体が保有する施設を提供するのであれば、事業所が確保されていると見なして、特別な措置をするという趣旨である。
- (山田委員)横浜市の説明によれば、民間施設を含めて、市内に5カ所ある施設を認めてほしいようだが。
- (山中企画官)横浜市が提案している5つの施設については、むしろ、どういう状態なのか、どういう施設なのかを聞きたいところである。単なる指定では不十分であると考えている。
- (市川委員)「地方公共団体が当該事業の拠点となる施設の確保につき確実な担保措置をとることが確認でき、かつ、企業が当該施設に入居し本邦での事業所としての活動が開始されたとき及び定期的に事業所として活動していることの報告などを、当該地域を管轄する地方入国管理局に行うのであれば、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして扱うことも可能かと思われる」と説明がなされたが、この回答と今の説明との違い、整合性を説明頂きたい。
- (山中企画官)端的に言えば、現在実施している、地方公共団体の提供する施設とほぼ同様の内容、担保ができればよいということ。
- (市川委員)その担保とはどのようなものか。
- (山中企画官)指定と提供の違いはどうかということがある。提供の場合は地方公共団体が既に施設を持っている。これを相手が借りることに同意している。指定の場合は、市がどのような形で指定するのか、所有者が誰なのか、所有者が貸すことに合意しているのか、外国企業が借りることに納得しているのかがはっきりしない。どういう状態にあるのかが確認できない。それらがしっかりと確認できればよい。
- (市川委員)要は三者間合意ができあがっていれば、今回の提案は、特区として認めてもよいということか。
- (山中企画官)できるのではないかと思う。その辺がはっきりしないと結論は出しかねる。
- (市川委員)逆に言えば、法務省から、これとこれがそろっていればよいというような前提条件を出して頂ければよいのではないか。
- (山中企画官)もう一つは、横浜市では助成措置をするといっているが、どのような審査を行うのか、どのような書類を提出させるのか。

- (市川委員)形式要件ではなく、実質要件として、横浜市が担保すればよいのか。書式等に関しても、横浜市が整えた書類でよいのか。それで入国管理局が納得できればよいということだろうか。
- (山中企画官)確実に準備拠点を確保されると認められるのであればよい。
- (市川委員)そうであれば、法務省が考えている基準を明確化できればよいのか。
- (宮地参事官)法務省としては自治体が所有するのが原則であり、限りなく所有に近い状況が、法務省としては予想しがたいということではないだろうか。
- (山中企画官)そういうこともある。
- (梶島参事官)今現行の特例を使う事業者が現れた場合、在留資格を付与するのはどこか。海外の在外公館で出すのか、それとも成田において出すのか。
- (山中企画官)一般の申請と変わらない。日本において申請する。この場合は地方自治体が代理で申請することになる。
- (檜木参事官)本件については、担保性、確実性をどのように制度構築するのかがポイントとなるのだろう。横浜市は助成措置まで行うと言っているそれを担保とすることは当然許されるだろうと感じる。
- (梶島参事官)議会の承認を得て、行政と議会の意思表示があるということで、それを確実とみなすことはできないか。在留資格の取り消し制度も昨年創設された。安全措置は何重にもあると感じるが。資料1の13ページをみてほしい。横浜市の回答によれば、助成制度の審査に当たっては、若干曖昧な部分もあるが、要するに、当該企業の登記簿謄本や事業実績によって判断するとある。
- (山中企画官)入管局としては、日本における活動を、実際にやれるのか否かという点まで担保したい。
- (市川委員)これはあくまで特例措置であって、最終的な責任者は自治体の首長である。自治体の首長もそれなりの担保はする必要がある。我々と法務省との間に考え方の差はないような気がしている。あとは手続き上どのようなもので担保するかということだろう。
- (山田委員)現実に入管局とすりあわせてやっていると聞くと聞くと、他の特例ではどうなのか。
- (梶島参事官)例えば、504などの別の特例の場合は、うまくやっていると聞いている。
- (市川委員)具体的な担保措置については、ここでは決められないので、もう一度しっかり考えなくてはならない。
- (檜木参事官)制度論であるため、議論は進められるだろう。
- (市川委員)今の議論を聞く限りは、あとは条件の問題と感じている。
- (檜木参事官)あまり厳しくなっても困るので、事務局として相談させて頂き、後で折衝をするか。
- (市川委員)これまでの話を聞けば、自治体が保有する施設に関しては、関与している

- と考えられる。持っていないものをどう担保するかという話だ。
- (梶島参事官) 横浜市の要望とは別に、自治体がフロアなどを借り上げてやりたいというケースは認められるのだろうか。
- (檜木参事官) 賃貸借は民間同士である。第三の類型がある。それも含めて確認すべきか。
- (宮地参事官) 現行の特区の場合、新潟県が保有している施設を新潟市が申請している。当該自治体が所有している施設でなくてもよいのか。
- (山中企画官) 当然、市と県の間で契約をみる必要がある。
- (檜木参事官) 同じ類型として、議論すればよい。
- (市川委員) あとは賃貸と指定というケースについて、担保処置を詰めればよいだろう。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

在留資格要件の緩和（教授資格延長）（法務省）

1. 日時 平成 17 年 6 月 30 日（木）15:40～15:45
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者
（委員）市川委員、山田委員
（所管省庁）法務省入国管理局 山中企画官 清水補佐官 磯谷補佐官
（事務局）檜木参事官、宮地参事官、梶島参事官 ほか

4. 議事経過

事務局からの事前質問に対して、規制所管省庁からの回答がなされた。

<要約>

- ・高度人材に係る在留資格については、在留期間を伸長という方向で検討しているが、外国人研究者受け入れ促進事業の全国展開に伴い、入管法と施行規則の改正が必要となるため、本件は、他の事項も含め、平成 18 年の通常国会に改正案を出す予定である。教授の在留資格のみを先行して伸長することは困難である。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（檜木参事官）平成 18 年の通常国会とは、来年の春ということか。教授の在留期間伸長についても「本件」に含まれているという理解でよいか。

（山中企画官）その通りである。

（市川委員）法務省として、「やる」ということか。

（山中企画官）状況変化が起こるかもしれないので、確定的なことは言えないが、法務省としては法案を提出したいと考えている。

（宮地参事官）回答 はどういう意味があるのか。

（山中企画官）前回のヒアリングで延長に関する弊害を尋ねられたが、今回同じ質問がなされたので、前回と同様に回答した。

（梶島参事官）：教授は 5 年ということだが、外交、宗教、教育、技能などについては、どのように考えているのか。

（山中企画官）外交・公用は別として、専門的・技術的分野の高度人材に係る在留資格については、在留期限を伸長したいと考えている。20 以上ある在留資格のうち、教授と特定研究に限ったものではない。

(山田委員): 看護師の延長についてはどうか。

(宮地参事官) 看護師が在留できるのはは4年である。

(山田委員) 旭川市は、4年を5年に延長したいと言っている。

(梶島参事官) 看護師資格を取得してから、日本にいられるのが4年であるのを、フィリピンとの FTA 交渉で撤廃することになっている。

(市川委員) では、以上で終了したい。

以上

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

大阪府：NPO法人によるIRB設置の可能化（厚生労働省）

1. 日時 平成17年6月30日（水）17:00～18:00
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室
3. 出席者
（委員）市川委員、薬師寺委員、山田委員
（提案者）大阪大学医学系研究科 佐古田教授、特定非営利活動法人臨床研究教育支援センター 柳チーフマネージャー、大阪府健康福祉部薬務課 松本課長補佐、企画調整部企画室 岡先課長補佐
（事務局）檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、梶島参事官、ほか
4. 議事経過
事務局からの事前質問に対して、提案者からの回答がなされた。
<要約>
 - ・ NPO法人「臨床研究・教育支援センター」を設立した理由としては、臨床試験推進部門と地域の国公立病院とのネットワークを形成し、難治性希少疾患など採算には乗りにくくても開発が強く求められている薬剤の臨床試験を優先的に実施するためである。
 - ・ NPO法人が設置する共同IRBは、治験開始や継続に関する科学性、倫理性に関する審査、有害事象報告など各施設に共通の審査を行う。一方、施設IRBは、共同IRBの審査結果を確認し、治験実施体制など各施設特有の審査事項を審査する。
 - ・ 小規模医療機関は難治性希少疾患を対象とする専門性の高い治験には適していない。また、施設IRBの審査では、医療機関ごとの事例が少ないため、審議に際して技術的なノウハウが蓄積されにくい。共同IRBはそのような点をカバーできる。
 - ・ 共同IRBといえども、治験の迅速化は難しい。しかし、各施設からの専門性の高い委員により科学的、倫理的な審査が可能となり、安全情報のチェック機能の強化やIRBとしてのレベルアップが図られ、効率化にもつながる。
 - ・ GCP省令第二十八条の要件に対しては、大阪大学などの医療機関や法律家など十数名により、治験について倫理的・科学的観点から十分に審議できる体制を敷く予定である。
 - ・ GCP省令第二十七条の要件に対しては、本NPO法人は、大阪大学医学部の教授陣が中心となっているので、「医療関係者により構成された学術団体が設置した治験審査委員会」と同水準になっている。また、本来、医療機関が小規模な場合は「他の

審議会の内容を参考にすれば、現状の制度でもできる」という回答を第3次提案時に頂いているが、中規模以上の病院の場合は、共同 IRB と施設 IRB との間で、審議内容を分担化できるようにすることが必要だと考えている（本提案は、第7次提案で再提案）。

その後、以下のような質疑応答が行われた。

（薬師寺委員）私自身 IRB の委員長をやっていた経験があるのだが、IRB の質には、かなり差があるという印象がある。IRB の評価はどのように考えているのか。

（佐古田教授）「評価」とは、IRB がどれだけ機能をしているのかという外部評価を意味しているのか。

（薬師寺委員）その通り。IRB の機能の外部評価である。公益性が高いからこそ意味があると思うのだが。

（佐古田教授）確かに、外部評価をどのようにするかという課題は残っていると思う。我々が提案している病院であれば、徒歩 15 分くらいの近距離に位置しており、IRB を同じように実施していて、一つのプロトコルの審査に関して、少しずつ結果が異なるような状況。レベルも高いとは言い難く、質問なども少ない。評価の仕組みについては、まだ考えていなかったが、議事録をしっかりとつけて、ポイントを公表することが外部評価につながるだろうか。

（松本課長補佐）私も過去に GCP 省令ができた時期（平成9年）に病院にいた。現実に日本の治験は質が劣っている割には、コストが高いし、スピードも遅いと感じる。

IRB そのものは、各施設によって格差がある。GCP 省令には、5名以上の委員が必要などの要件はあるが、チェックする機能がない。本日は午前10時に『治験のありかた検討会（第4回）』に出席してきたが、IRB そのものの評価のあり方も課題であるようだ。

（佐古田教授）また、IRB 委員になった人が、全部ガイドラインを読んでいるのかは疑わしい。教育が足りないのではないか。少々評価の話からはずれるが。教育システムが必要か。

（柳チーフマネージャー）評価については、考えていなかったが、実際には、IRB の議事録をチェックされればその評価はされるだろう。ただ、アンケートなどを採っているところでは、審査時間が短いなどという問題もあるようだ。共同 IRB については、チェックリストを作成して内部評価をすることも検討してみたい。

（薬師寺委員）本件は新しいスタイルであるので、「IRB はこのようにあるべきだ」と言うスタンダードが作れば、NPO でこれだけの大きな施設が集まって IRB を

実施することに意味があると感じている。

(市川委員) 前回の厚生労働省とのヒアリングの議事録を読んだのだが、厚生労働省は、NPO を排除するとは明言していないのだが、そのように思える表現がある。厚生労働省が NPO を排除したいと思う背景について、なにか思うところはあるのか。

(柳チマネジャー) GCP 省令第二十七条にあるとおり、民法第三十四条の規定にあてはまらない法人だからだろう。それと、NPO は比較的簡単に設立が可能であるためか。ある程度の学術団体に匹敵するような NPO であればよいのか。

(市川委員) つまりそれは、第二十七条の要件を満たすような NPO であれば、学術団体と同等としてよいだろうという論旨か。

(岡先課長補佐) 基本的にはその通り。重要なのは、第二十八条の委員会がどのような体制になっているかということだが、どんなにいい委員会を作っても、NPO 自体は設立しやすいので、玉石混交の印象を持たれているのかもしれない。

(藤澤参事官) 少々穿った見方になるかもしれないが、この NPO 法人は製薬会社が出資している NPO 法人か、もしそうだとすれば、製薬会社にとって都合のいい治験結果を出して来る可能性が排除できないという厚生労働省の考えもあるかも知れない。それらについて事実とお考えをお聞きしたい。さらに、その点は GCP 省令を守れば可能性を排除できると思うか。

(佐古田教授) 我々の NPO は、賛助会員リストをみてもらいたいが、高額の出資をしてもらっているわけではなく、10 万円程度を寄付してもらっているだけであり、ほとんど手弁当でやっている。社会人医学教育を行うことによって利益をあげる部門はあるが、費用がかかるわけではないし、何百万円の寄付をもらっているという訳ではない。大阪大学に関連する財団などから百万円程度のファンドがあるのは事実だが、それ以外のところからは受け取ってはいない。また、委員になる人は、必ずしも NPO の正会員から選ばれる訳ではなく、各病院から専門性がある人と呼ぶ。データベースの作成にも本来費用がかかるはずだが、医師が難病登録をしているもの、ガン登録をしなければならないものなど、医師が臨床上せざるを得ないことをパネルデータ化しているだけである。

(藤澤参事官) GCP 省令を守れば、客観的に公平な結論が得られるのではないかという考えは正しいと思うか。

(佐古田教授) 正しいと思う。

(市川委員) これは特例措置であり、制度の枠組みから言えば、基本的には自治体の首長が責任をとる形になる。その辺は NPO が利益相反にならないような仕組みを、例えば大阪府が何らかの形で監督・チェックをするような形はあり得るのか。

(松本課長補佐) 本 NPO は、大阪府が平成 15 年 9 月に認めたもので、本来非営利的な活動なので、営利に走るとすれば本来の治験がおかしくなる。

運用については、当然、定期的に、適正に行われているかをみていきたいと思っている（佐古田教授）もともこのNPOで扱うものは、あまり儲からないものばかりである。

10万人に10人を切るような疾患は誰も手を出さないだろう。また、治験のために必要な薬の組み合わせについては、治験ではなく市販後に医者が検討する以外に方法はない。そういう部分に取り組みたい。何億というお金が入るようなことはあり得ず、大きなファンドにはならない。また、監査法人トーマツから監査をしてもらって、一円も変わらない計算をして、透明性を上げている。

（市川委員）我々は、NPOのあらを探そうというわけではない。明日、厚生労働省からヒアリングをする。所管省庁が述べてくる可能性がある事柄に、如何に対応するか考えている。なお、「治験のあり方研究会」に参加しているということだが、それはどのようなものか。

（松本課長補佐）既に4回開催されているが、今日の議論は、医師主導治験と大規模治験ネットワークが主題であった。中央IRBやNPOのIRB設置などの議論は次回以降、取り上げられるかどうか分からない。

（岡先課長補佐）5月26日に第3回研究会があり、そこでは論点整理がなされている。それによると、「速やかに対応すべき事項」と「今後議論の必要な事項」が示されており、後者の方に、「治験審査委員会のあり方」が挙がっていた。有識者会議の厚生労働省ヒアリング議事録では、「年内に検討は行う。」との発言があったと思うが、審議に時間がかかるのではないかと危惧している。

（市川委員）「治験のあり方研究会」については法令などの根拠があるのか。どのような組織なのか。

（藤澤参事官）医薬局長の研究会のようなものだろうと思うが。

（山田委員）私的諮問機関ということか。

（市川委員）研究会の議事録を読むと、要は「本研究会で検討をしているから待て」という論旨に思える。なんら根拠も無い中で、私的研究会で検討を待てと言うのはおかしい。

（山田委員）例えばがんの薬について、日本には効く薬はないが、外国にはあるような薬を、治験委員会で扱うことは可能なのか。

（佐古田教授）実際そういうものを扱いたいのである。何のために何をすることを明確にしておかなければならない。

（藤澤参事官）治験のあり方研究会の話に戻るが、厚生労働省は、その場でIRBの話を議論するかさえあやふやである。検討課題には挙がっているものの、いつ検討するかさえわからない。我々の立場としては、わざわざその検討会にかけなくても、省令を改正すれば実施可能であるため、厚生労働省の独自の判断でよいのではないかとということか。この提案の早期実現を目指すのであれば、その

点のご希望をうかがいたい。

(柳チ-フネヅ-ジャー) 現状、各施設で IRB を持つこと自体、各施設にとっては大変な負担である。忙しい先生方が委員として各々活動をしており、かつ、それで十分な審査をすることになると、非常に労力がかかる。また、製薬企業サイドから見ても、例えば 40 の病院で治験をする場合、現状の施設 IRB であれば、IRB 審査の申請などのためにモニターは 40 の病院に出向く必要がある。共同 IRB の事務局に窓口を一本化すれば、効率化の観点からも、大きなメリットである。むしろなぜやらないのかという気持ちだ。我々の立場としてはなるべく早く、ぜひ実現して欲しいと願っている。

(薬師寺委員) 確認したいのだが、前回までの提案では、NPO で IRB を持つという提案だけだったと思うが、今回(第 7 次提案)は審議内容を棲み分けするというダブルの提案になっているが。

(岡先課長補佐) 厳密に申し上げると前回は提案の項目は 2 つあった。一つは NPO 法人の IRB 設置の可能化であり、もう一つは施設 IRB と共同 IRB の併用の容認という提案であった。併用の容認については、これは施設 IRB が最終決定を一元的に行うべきだがただし他の審査委員会の審議を参考にすることはできるという規定が GCP 省令にあり、事実上、やりたいことはほぼ実現可能ということであったため、「現行で可」という評価であったが、我々は、特例としては実現不可という評価だと思っている。今回やりたいことは、業務分担をして、共同 IRB は共同 IRB が責任をもつべき部分について主に審査をしていきたいということで、2 つを 1 つにまとめて提案した。

(薬師寺委員) 例えば、ゲノムの解析が必要な場合など、特殊な場合に限るという訳ではなく、これは全般を指しているのか。

(佐古田教授) 全般である。確かに、施設 IRB で困っているのはゲノムである。それは共同 IRB など、きちっとやるべき事項ではないかというそもそもの発想だ。

(梶島参事官) 今話を伺うと、現時点で、疾患の対象を縛る理由はないということか。一般論として、NPO の IRB が位置づけられないのはおかしいという認識か。

(佐古田教授) そうだ。

(山田委員) 日本の医療は世界一と思っていたが、欧米と比べると臨床は遅れているようだ。

(佐古田教授) 医療も輸入学問が中心となっている。臨床試験という大きな枠組みが動いていてこそ、治験が生きる。お金を出してもらえるものだけを動かしていても、全体の健康科学の発展には大きな貢献は無い。海外の場合は、疾患のデータベースがあり、患者が毎年どのような経過をたどっているかのデータから、自分の国での医療レベルを示すことができる。日本ではそれが少ない。疾患のパネルデータがなければ、そのようなスタディはできないと思う。治験にお金

を出すのではなく、基本的なデータベースの整備にお金を出す施策の方が良いのではないか。

(檜木参事官) この前の厚生労働省とのやりとりによれば、大きな病院は自分たちで IRB をやれ、ということなのだと思う。特区を活用すれば、審査委員会を定期的で開催したり、委員の負担軽減ができた、情報蓄積のメリットがある。ところで、共同 IRB と施設 IRB とで審議事項をわざわざ分けているが、すべて共同 IRB に任せられないのか。今の省令は一カ所が前提であり、二つに分けることをイメージしていない。なぜ分ける必要があるのか。

(柳チマネジャー) 中央 IRB はどうあるべきかという議論の中でも、施設特有のものは残す方が良さだろう、という意見が主流だ。IRB の仕事では、プロトコルの倫理性、科学性などの各施設共通の審議が 70% 程度を占め、施設特有の仕事は多くないと思う。また、我々の NPO で関連病院を対象に IRB に関連する調査をしたところ、共同 IRB は設置して欲しいが、施設固有の問題に関しては施設 IRB を残し、二段階にしてほしいという要望が強かった。

(市川委員) それは、たとえば、治験薬の保管等の取り扱いの手順に関する事項などか。

(檜木参事官) 何を施設 IRB でやらなくてはいけないのか。

(柳チマネジャー) 治験責任医師や分担医師が治験を実施する資格や、その施設で治験を受けられるかどうかの審査などである。

(檜木参事官) 客観的に第三者が見た方が良いという考え方もあるのではないか。

(柳チマネジャー) 中央 IRB で審査をやって確認するという考え方もある。

(檜木参事官) 施設 IRB は、自分たちのフィーなどを残したいのではないか、とも見えてしまう。

(佐古田教授) 最終的には、認可された地域 IRB がすべての事を行える形になった方が利便性はある。共同 IRB と施設 IRB との間で治験に関してどのような文書をまとめなければならないか、ということを決めるだけでも、大きな作業になる。最終的には地域 IRB があればよいのだが、そこまで行き着くまでに、どこでどういう問題が発生するかわからない。中央 IRB と地域 IRB のノウハウも蓄積もしなければならない。よって、手順としては、このようなステップを踏む方が入りやすい。

(檜木参事官) 科学性や倫理性など、事象が多ければ多いほど情報が蓄積されるようなものは共通化することに馴染みやすい、という整理の方が良いのではないか。現状では、共同 IRB での審議事項と施設 IRB での審議事項を見ても、何が違うのかわからない。

(佐古田教授) 審議事項の区別における治験責任医師と分担医師の履歴、要件等は、どの治験のディスカッションでも挙げられていることなので、記した。(共同 IRB と施設 IRB の) 違いがなくなることが理想である。

(檜木参事官) 当面は、特区活用後のメリットを活かせることを (共同 IRB に) 移していこうことだろう。

(佐古田教授) 今、市民病院などで治験をやっているところの実状は、ぎりぎりの人数で IRB を設置しているところが多いのではないか。

(檜木参事官) 率直に言って、危ないということだろう。

(佐古田教授) いろいろな意味で患者のことを考えると、我々が提案している制度の方が良いと言える。

(市川委員) 明日、厚生労働省と議論を行うが、社会的意義のある提案なので、通るように努力したい。

以上